

顧問弁護士による無料法律相談

- 法律相談は、交通事故に関するものだけに限りません。
- 何回相談しても無料です。
- ただし、法律相談から調停や訴訟事件等に発展した場合の費用は、当事者（相談者）負担となります。

【相談方法】

- 1 法律相談を希望する場合は、山形県交通安全協会又は各地区交通安全協会に顧問弁護士の連絡先を問い合わせしてください。
入会の有無を確認の上、連絡先をご教示します。
- 2 相談の際は、顧問弁護士に会員である旨伝え、面談する時に当協会の会員証を提示してください。